

令和2年度6月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

5月補正予算編成後の状況の変化を踏まえ、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会 計 別	前 回 ま で の 累 計 額	6 月 補 正 予 算 額	6 月 現 計 予 算 額	(参考) 2 年 度 6 現 / 元 年 度 6 現
一 般 会 計	19,718.41	14.03	19,732.44	106.3
特 別 会 計	21,422.45	5.63	21,428.08	103.4
企 業 会 計	1,486.46	—	1,486.46	130.8
計	42,627.33	19.66	42,647.00	105.5

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款 別	前回までの累計額	6 月 補 正 予 算 額	6 月 現 計 予 算 額
国 庫 支 出 金	1,728.08	6.55	1,734.63
繰 入 金	706.11	0.53※	706.65
諸 収 入	242.82	6.75	249.57
県 債	1,835.90	0.19	1,836.09
そ の 他	15,205.48	—	15,205.48
計	19,718.41	14.03	19,732.44

※ 繰入金はすべて財政調整基金繰入金

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

- 東京2020大会湘南港既存艇移動事業費 6億7,547万円
【債務負担行為の設定】 期 間 令和2年度～令和3年度
限度額 10億6,800万円

東京2020オリンピック競技大会が1年延期されたことに伴い、湘南港の既存艇について、新たな大会日程を踏まえた移動費用の負担等を行う。

[スポーツ局セーリング課長 電話 045-285-0785]

- 飼養衛生管理強化対策事業費補助 1,000万円

豚熱等の侵入リスクに備え、令和2年3月に改正された飼養衛生管理基準に基づいた防疫体制を整えるため、生産者団体が行う機器整備等に対して補助する。

[環境農政局農政部畜産課長 電話 045-210-4500]

【公共事業の追加】

- 過年災害復旧費 6億4,575万円

令和元年10月の台風19号による被害からの復旧を図るため、令和2年度分として国から事業決定を受けた林道施設の復旧工事等を行う。

- ・ 復旧工事 神の川林道(相模原市緑区青根)など、7路線14か所
- ・ 復旧工事に向けた設計等 早戸川林道(相模原市緑区鳥屋)など、5路線6か所

[環境農政局緑政部森林再生課長 電話 045-210-4330]

- 砂防関係事業調査費 7,200万円

土砂災害特別警戒区域等の指定に向けて、災害等による地形改変箇所について、改めて、地形確認や測量等の基礎調査を実施する。

- ・ 箱根町強羅(令和元年10月の台風19号による斜面崩落箇所)など、120か所

[県土整備局河川下水道部砂防海岸課長 電話 045-210-6500]

- 県営住宅建設事業費(県営住宅事業会計) 5億6,362万円

建替中の県営住宅横山団地(相模原市中央区横山、5期工事分)の早期提供を図るため、令和3年度に予定していた工事の一部を前倒して実施する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	2 件
条 例 の 改 正	10 件
動 産 の 取 得	2 件
指 定 管 理 者 の 指 定	11 件
指定管理者の指定の変更	2 件
そ の 他	3 件
計	30 件
(参考) 6月補正予算	2 件
合 計	32 件

2 主な条例案等

【条例の制定】

○ 損害賠償責任の一部免責の条例関係 2 議案(P8参照)

知事や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任及び地方独立行政法人の役員等の法人に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その一部を免責するなど、それぞれ条例により所要の定めを行う。

① 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

② 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る控除額を定める条例

① [総務局総務室長代理 電話 045-210-2123]

② [総務局組織人材部行政管理課長 電話 045-210-2200]

【条例の改正】

○ 神奈川県県税条例の一部を改正する条例(P9参照)

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを中止等した主催者に対し、チケットを購入した個人が所得税の寄附金控除の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄をした場合に、個人県民税においても寄附金税額控除が適用できるよう規定するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

【指定管理者の指定の変更】

現在、県で検討している利用者目線の新しい障がい福祉のあり方を令和５年度以降の指定管理に反映するため、それぞれ指定期間を変更する。

○ 津久井やまゆり園(P10参照)

津久井やまゆり園の利用者支援への指摘に対する管理運営や執行体制などの見直しを含めた再発防止策を実践することを条件に、新しい津久井やまゆり園の指定管理者を非公募で社会福祉法人かながわ共同会とし、その指定期間は新たな施設の開所に合わせて令和３年８月から令和５年３月末までとすることから、現在の指定期間を令和３年７月末まで短縮する。

○ 三浦しらとり園(P10参照)

利用者目線の新しい障がい福祉のあり方を次期指定管理に反映するため、指定期間を令和５年３月末まで延長する。

施設の名称	指定期間		指定管理者の名称
	変更後	変更前	
津久井やまゆり園	H27. 4. 1～R3. 7. 31	H27. 4. 1～R7. 3. 31	社会福祉法人かながわ共同会
三浦しらとり園	H23. 4. 1～R5. 3. 31	H23. 4. 1～R3. 3. 31	社会福祉法人清和会

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正等】

○ 地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（１法人）を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき設置の許可を要する事業所に係る大規模災害発生後の設置及び変更の許可の特例に関する事務を追加するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例

ラグビーワールドカップ2019TMの終了に伴い、スポーツ局の業務について、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

二次被害を防止する姿勢をより明確にし、犯罪被害者等への支援や、施策に反映させるため、所要の改正を行う。

[くらし安全防災局くらし安全部犯罪被害者支援担当課長 電話 045-312-1121]

○ 二町谷北公園等の管理に関する事務の委託関係 2 議案

《条例の改正》

① 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

三浦市への二町谷北公園等の管理に関する事務の委託に伴い、所要の改正を行う。

《その他》

② 二町谷北公園等の管理に関する事務の委託について

三浦市に二町谷北公園等の管理に関する事務を委託するため、地方自治法の規定により提案する。

[環境農政局農政部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]

○ 神奈川県立の総合職業技術校に関する条例及び神奈川県立産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例

県立の総合職業技術校の入校料を免除する規定を追加するなど、所要の改正を行う。

[産業労働局労働部産業人材課長 電話 045-210-5700]

○ 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

東京2020大会で使用予定である江の島セーリングセンターの会議室等について一般利用できるように利用料を設定するとともに、大磯港で改修に取り組んでいる東岸壁の係留料を設定するため、所要の改正を行う。

[県土整備局河川下水道部港湾事業調整担当課長 電話 045-285-0815]

○ 神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例

多様化する住宅困窮者のニーズに対応するため、入居者資格要件を見直すなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

○ 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

盗撮行為の悪質・巧妙化や住居等の平穏を害する新たな迷惑行為に適切に対応するため、所要の改正を行う。

[警察本部生活安全部生活安全総務課長代理 電話 045-211-1212 内線3020]

【動産の取得】

本県の抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標を踏まえ、購入契約を締結する。

品 目	数 量	契約者名	契約金額
イナビル吸入 粉末剤20mg 行政備蓄用	268,114容器	第一三共株式会社 代表取締役社長 眞鍋 淳	2億3,210万6,289円
都道府県備蓄 用ラピアクタ 点滴静注液バ イアル150mg	122,670バイアル	塩野義製薬株式会社 代表取締役社長 手代木 功	1億3,540万3,111円

[健康医療局保健医療部健康危機管理課長 電話 045-210-4790]

【指定管理者の指定】

	施設の名称	指定管理者候補		指定期間
		名 称	主たる事務所の所在地	
①	相模湖交流センター	アクティオ株式会社	東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階	R3. 4. 1～R8. 3. 31
②	地球市民かながわプラザ	公益社団法人青年海外協力協会	長野県駒ヶ根市中央16番7号	R3. 4. 1～R8. 3. 31
③	県民ホール及び音楽堂	公益財団法人神奈川芸術文化財団	横浜市中区山下町3番地の1	R3. 4. 1～R8. 3. 31
④	神奈川近代文学館	公益財団法人神奈川文学振興会	横浜市中区山手町110番地	R3. 4. 1～R8. 3. 31
⑤	21世紀の森	株式会社アグサ	南足柄市中沼305番地1	R3. 4. 1～R8. 3. 31
⑥	本港特別泊地及び本港環境整備施設	スバル興業株式会社・株式会社三浦海業公社	東京都千代田区有楽町一丁目10番1号	R3. 4. 1～R8. 3. 31
⑦	宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設	みうら漁業協同組合	三浦市三崎五丁目12番5号	R3. 4. 1～R8. 3. 31
⑧	ライトセンター	日本赤十字社	東京都港区芝大門一丁目1番3号	R3. 4. 1～R8. 3. 31
⑨	聴覚障害者福祉センター	社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会	藤沢市藤沢933番地の2	R3. 4. 1～R8. 3. 31
⑩	足柄ふれあいの村	株式会社アグサ	南足柄市中沼305番地1	R3. 4. 1～R8. 3. 31
⑪	愛川ふれあいの村	東急コミュニティー・国際自然大学校グループ	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	R3. 4. 1～R8. 3. 31

① [政策局政策部土地水資源対策課長 電話 045-210-3100]

② [国際文化観光局国際課長 電話 045-210-3740]

③④ [国際文化観光局文化課長 電話 045-210-3800]

⑤ [環境農政局緑政部森林再生課長 電話 045-210-4330]

⑥⑦ [環境農政局農政部水産課長 電話 045-210-4530]

⑧⑨ [福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長 電話 045-210-4700]

⑩⑪ [教育局支援部子ども教育支援課長 電話 045-210-8212]

【その他】

○ 東京都が管理する道路を神奈川県川崎市の区域に設置することに関する協議について

東京都が管理する都道「府中町田線」の拡幅に当たり、拡幅箇所の一部が神奈川県川崎市の区域にかかることから、公の施設の区域外設置に関し、東京都、本県及び川崎市による協議を行う。

[政策局政策部土地水資源対策課長 電話 045-210-3100]

○ 訴訟の提起について

県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害金支払請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長 黒岩 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 高野 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 古河 電話 045-210-3022

資料1

損害賠償責任の一部免責の条例関係 2 議案の概要

1 目 的

地方自治法及び地方独立行政法人法の一部改正により、知事や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任及び地方独立行政法人の役員等の法人に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その一部を免責するなど、それぞれ条例により所要の定めを行う。

2 内 容

以下のとおり、職責に応じた区分ごとに損害賠償責任額を限定し、これを超えた額についての免責等を定める条例を制定する。



(1) 知事等の損害賠償責任の一部免責の条例制定後の損害賠償責任の範囲

区分	条例制定額＝損害賠償責任額 (B)
知事	年収の 6 倍
副知事等	年収の 4 倍
地方公営企業の管理者等	年収の 2 倍
その他の職員等	年収の 1 倍

(2) 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る控除額を定める条例制定後の損害賠償責任の範囲

区分	条例制定額＝損害賠償責任額 (B)
理事長又は副理事長	年収の 6 倍
理事	年収の 4 倍
監事又は会計監査人	年収の 2 倍

3 施行期日

公布の日

問合せ先

【 2 (1) 】 総務局総務室長代理 長 電話 045-210-2123

【 2 (2) 】 総務局組織人材部行政管理課長 岡田 電話 045-210-2200

神奈川県県税条例の一部を改正する条例案の概要

1 目 的

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法が一部改正された。

この改正によって、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、チケットを購入した個人が入場料金等払戻請求権を放棄した場合に、その放棄のうち道府県の条例で定めるものについて、個人県民税の寄附金税額控除が適用されることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 内 容

(1) 個人県民税の寄附金税額控除の対象の追加

個人県民税の納税義務者が、所得税において寄附金所得控除又は寄附金税額控除の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄をした場合に、個人県民税においても寄附金税額控除が適用できるよう、所要の改正を行う。

＜寄附金税額控除のイメージ（1万円の入場料金の払戻請求権を放棄した場合）＞

条例改正により、個人県民税の税額控除（太枠部分）が受けられるようになる。

← 放棄した金額 10,000 円 →		
所得税の寄附金税額控除 3,200円 (10,000円-2,000円)×40%	個人県民税 の寄附金税 額控除 320円 ← (10,000円-2,000円)×4%	自己負担額 6,480円

※1 政令市在住者の場合は、個人県民税の寄附金税額控除額が160円となります。

※2 市町村が寄附金税額控除の対象としている場合には、市町村民税の税額控除も受けられます。

(2) 公益財団法人神奈川県体育協会の名称変更

「公益財団法人神奈川県体育協会」の名称が「公益財団法人神奈川県スポーツ協会」に変更されたことに伴い、ゴルフ場利用税の課税免除に関する規定について、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和3年1月1日。ただし、2(2)については公布の日。

問合せ先

総務局財政部税制企画課長 浅場 電話 045-210-2300

資料3

指定管理者の指定期間の変更について

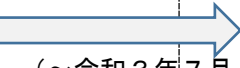
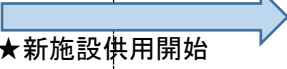
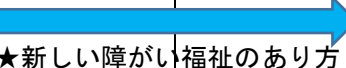
現在、県で検討している利用者目線の支援など、障害者支援施設における未来志向の支援のあり方を令和5年度以降の指定管理に反映するため、それぞれ指定期間を変更する。

1 津久井やまゆり園

(1) 目的

津久井やまゆり園の利用者支援への指摘に対する管理運営や執行体制などの見直しを含めた再発防止策を実践することを条件に、新しい津久井やまゆり園の指定管理者を非公募で社会福祉法人かながわ共同会とし、指定期間は新たな施設の開所に合わせて令和3年8月から令和5年3月末までとすることから、指定期間を令和3年7月末まで短縮する。

(2) 変更のイメージ図

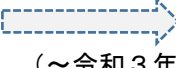
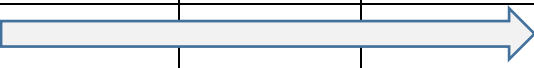
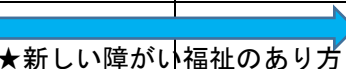
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
変更前指定期間	 (～令和7年3月31日)				
変更後指定期間	 (～令和3年7月31日)				
指定管理 (非公募)		 ★新施設供用開始 (令和3年8月1日～令和5年3月31日)			
指定管理 (公募)				 ★新しい障がい福祉のあり方 (令和5年4月1日～)	

2 三浦しらとり園

(1) 目的

利用者目線の新しい障がい福祉のあり方を次期指定管理に反映するため、指定期間を令和5年3月末まで延長する。

(2) 変更のイメージ図

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
変更前指定期間	 (～令和3年3月31日)				
変更後指定期間	 (～令和5年3月31日)				
指定管理 (公募)				 ★新しい障がい福祉のあり方 (令和5年4月1日～)	

問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 高橋 電話 045-210-4702